

令和8年度 五所川原市周産期母子医療センターアクセス支援事業のお知らせ

NICU（新生児特定集中治療室）又はGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児をもつ産婦の、新生児への面会に係る交通費や宿泊費の一部を助成します。

●助成対象者

市に住民票があり、居住実態のある方で、NICU（新生児特定集中治療室）又はGCU（新生児治療回復室）^{※1}に入院している新生児をもつ産婦。

●助成内容

1回の分娩当たり上限額10万円
（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に発生した交通費、宿泊費等について上限10万円まで助成）

●申請に必要なもの^{※2}

1. 周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金申請書（青森県周産期母子医療センターアクセス支援事業実施要綱第1号様式）
2. 青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書（青森県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業実施要綱第2号様式）^{※NICU・GCUに入院しているお子さんに面会した場合のみ必要。}
3. 五所川原市周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
4. 母子健康手帳の写し（出産日記載部分）
5. 交通費に係る領収書（タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用した場合提出）
6. 宿泊費に係る領収書

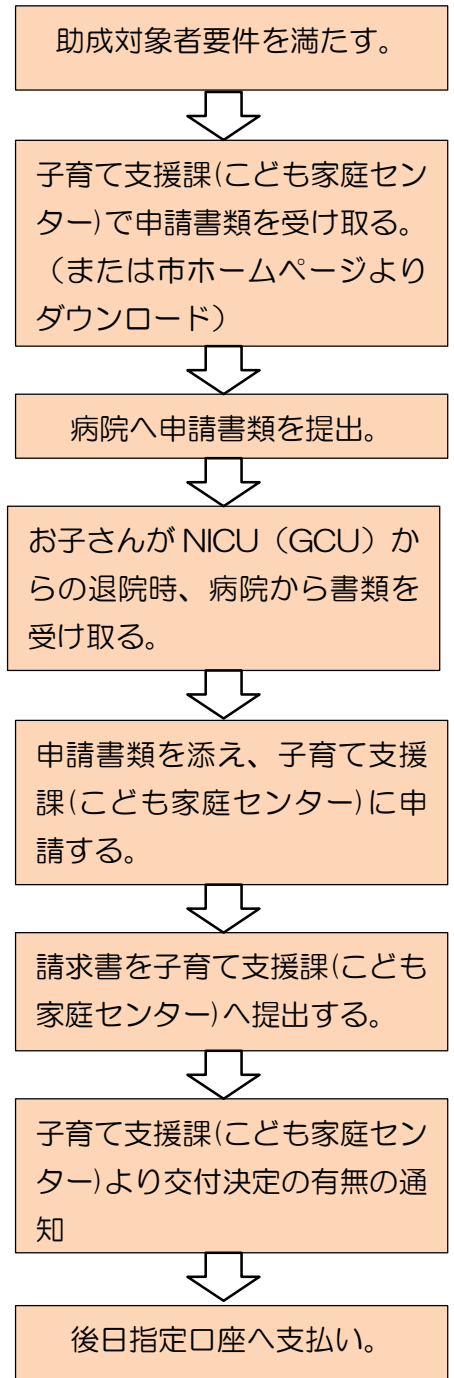
●請求に必要なもの

1. 五所川原市周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金交付請求書（様式第3号）
2. 通帳、印鑑

※1 NICU（新生児特定集中治療室）・GCU（新生児治療回復室）に入院しているお子さんの面会対象病院は県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前総合医療センター、八戸市立市民病院のみとなります。

※2 申請・請求書類は子育て支援課にて配布、または市ホームページよりダウンロードできます。

●手続きの流れ●



【問い合わせ】

五所川原市福祉部子育て支援課
こども家庭センター
0173-35-2111(内線 2482)